



1枚に切り取る医療界の2週間

2021年11月24日号

Medical management support by astellas

かかりつけ医機能の法制上の明確化などに触れる ～財務省の審議会

《背景》 財務省の財政制度等審議会・財政制度分科会において、かかりつけ医機能の要件を法制上明確化した上で、それらの機能を担う医療機関を「かかりつけ医」として認定する、といった制度を設けるなどの考えが示された。

《解説》 新型コロナ禍を踏まえた「診療報酬改定とかかりつけ医機能の強化」としたテーマの中で示されたものです。医療のフリーアクセスを、「必要な時に必要な医療にアクセスできる」という「質重視」のものに切り替えていく必要があるなどとし、そのための制度的対応を挙げています。具体的事項として、①かかりつけ医機能の要件を法制上明確化した上で、それらの機能を担う医療機関を「かかりつけ医」として認定するなどの制度を設ける、②こうした「かかりつけ医」に対して、利用希望の者による事前登録・医療情報登録を促す仕組みの導入を、段階を踏んで検討していくべき一などしました。また、紹介状なし患者の受診に係る定額負担の対象医療機関が拡大される予定であることに触れ、定額負担を「かかりつけ医」以外への受診にも拡大することで、外来医療の機能分化を促していくことが重要であるなどとしています。

◎かかりつけ医機能に関して財務省が示した考え方のイメージ



※財務省の財政制度等審議会・財政制度分科会(2021年11月8日)の資料「社会保障」(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20211108/01.pdf)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002
TEL. 03-6451-1617